

広島県告示第七百八十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十二年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	医療法人社団一陽会原田病院
所 在 地	広島市佐伯区海老山町七番一〇号 山県郡安芸太田町下殿河内三三六番地
効力を有する期限	平成二五年九月二六日
備 考	更新
	安芸太田病院
	平成二五年九月二六日
	更新